

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百十二回 真正護憲論のあゆみ（その二）

南出喜久治（令和5年1月15日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

前回で述べましたが、桑港条約第19条(d)では、「日本国は、占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の日本国の法律によって許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、連合国民をこの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。」とあります。

この「占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の日本国の法律によって許可されたすべての作為又は不作為」には、後でも説明しますが、非独立の「戦争状態」で制定された「占領憲法」が当然に含まれます。

しかし、これが含まれてみると解釈することは、「占領当局」が、憲法改正義務を認めてゐなかつたポツダム宣言及び降伏文書の規定に違反したことになります。

さらに、ヘーベル条約の条約附属書『陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則』第43条（占領地の法律の尊重）の「國ノ権力カ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ。」との規定に違反した行為があつたことを公表することになり、この桑港条約第19(d)自体が国際法違反を認めたこととなつて無効（一部無効）となり、免責が受けられなくなるといふジレンマが生ずることになります。

それゆゑ、この「承認」されるものの中に、占領憲法が含まれると解釈することは、GHQの立場としては、国際法違反を自白することになるので認めたくないために、玉虫色の表現にしたのです。

しかし、これは、「頭隠して尻隠さず」です。

マツカーサー・ノートに基づいて、GHQが帝國憲法の改正を指示し、マッカーサー草案

の邦文翻訳されたものが占領憲法草案となつたことは公知の事実です。

さらに、占領憲法は、連合国軍最高司令官総司令の最高司令官（GHQ/SCAP）よつて起草されたことを報道することを禁止してきたことからして、占領憲法が「占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ」たものであることは明らかなのです。

すなはち、連合国軍最高司令官総司令の最高司令官（GHQ/SCAP）であるマッカーサーが発令した、昭和 20 年 9 月 10 日『言論及新聞の自由に関する覚書』（SCAPIN16）、同月 19 日『日本に与ふる新聞遵則』（SCAPIN33）及び同月 22 日『日本に与ふる放送遵則』（SCAPIN43）などによる一連の言論、新聞、報道の規制と検閲制度の全体を指称する『日本プレスコード指令』が占領期の報道統制として存在してゐました。

このプレスコードからしても、占領憲法の制定は、「占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の日本国の法律によつて許可されたすべての作為又は不作為」であることは明らかです。

その具体的な内容として、削除又は発行禁止処分の対象となる項目は、30 項目に及んでおり、「①SCAP 批判（SCAP に対するいかなる一般的批判、及び以下に特記されてゐない SCAP 指揮下のいかなる部署に対する批判もこの範疇に属する。）、②極東軍事裁判批判（極東軍事裁判に対する一切の一般的批判、または軍事裁判に関係のある人物もしくは事柄に関する特定の批判がこれに相当する。）、③SCAP が憲法を起草したことに対する批判（日本の新憲法起草に当つて SCAP が果した役割についての一切の言及、あるいは憲法起草に当つて SCAP が果した役割に対する一切の批判。）、④検閲制度への言及（出版、映画、新聞、雑誌の検閲が行はれてゐることに関する直接間接の言及がこれに相当する。）、⑤合衆国、ロシア（ソ連邦）、英国、朝鮮人、中国、他の連合国に対する批判（これらに対する直接間接の一切の批判がこれに相当する。）」などがありました。

つまり、「SCAP が憲法を起草したことに対する批判」を禁ずるといふことは、SCAP が憲法を起草したことを認めた上で、それを批判することを禁じてゐるのですから、占領憲法は、「占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ」たものであることを自認してゐることなのです。

しかも、このプレスコードは、占領憲法第 21 条第 2 項前段で禁止してゐる「検閲」です。なんと、徹底した「検閲」によつて国民を洗脳した GHQ が、「検閲」を禁止する占領憲法を作つたといふことです。

それだけではありません。憲法普及会なる国家組織を立ち上げさせて、徹底した洗脳を行ひ、公職追放などを行つて国家組織を壟断するなど、占領憲法が保障する人権条項や統治機構の自立性などを完全に否定したのです。

これは、人殺しをした者が、人殺しをしてゐない他の人に向かつて、「人を殺すな」と命じてゐるやうなものです。

「お前にだけはそんなことを言はれたくはない」と突つ込みたくなりますが、誰もそれをしなかつたのです。つまり、完全に洗脳されてしまつた結果です。

いづれにしても、GHQ が占領憲法を起草した作為の効力を承認し、「連合国民をこの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。」として、これに関与した GHQ 関係者の「連合国民」は、国際法違反を含めてその責任をすべて免除されることになりました。

前回も話しましたが、桑港条約第 11 条には、「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国勧告に基づく場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国勧告に基づく場合の外、行使することができない。」とあります。

この「裁判を受諾し」といふ翻訳部分は、「判決を受諾し」の意味であり、後段の「刑の執行」を継続するための法的権限を附与するためのものであると説明しましたが、これは、講和に際して交戦法規違反者の責任の免除条項（アムネスティ条項 amnesty clause）を設けるのが国際慣習法とされてゐることからして、その例外となつてゐる桑港条約第 11 条を制限解釈するのが世界の国際法学会における定説だからです。

ところが、同第 11 条を根拠として、東京裁判を特異な「歴史観」として受け入れたとする謬説が国内にあり、さらにこれに便乗する中韓などの妄言がありますが、そもそも、条約で特異な歴史観による思想強制をすることなどありえないことなのです。

一般に、講和時において交戦法規違反者の行為の責任を免除する条項（アムネスティ条項）が定められます。

そして、これに基づいて桑港条約は締結されました、原則通りではなく、例外を設け

たのが第 11 条でした。

また、桑港条約第 19 条 (d) もまた、アムネスティ条項なのですが、これは、第 11 条のやうな例外を認めることのない原則通りのアムネスティ条項です。交戦法規違反者である「連合国民」による占領期間中の行為をすべて免責した規定なのです。

ところが、広島と長崎に原爆投下したアメリカの犯罪行為は、占領期間中のことではなく、しかも、桑港条約でも、これを免責する条項はありませんので、この犯罪行為は免責されてゐないのです。

陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約の条約附属書である陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則の第 25 条には、「防守セサル都市、村落、住宅又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ルモ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ス」とあり、原爆が無差別かつ大規模の殺戮行為であることから、これを使用することはホロコーストであつて、これを回避するために我が国はやむを得ずポツダム宣言を受諾したのです。

武器対等の原則といふ国際法があります。これが、刑法の正当防衛論や民事訴訟法における主張立証責任の分配論として援用されますが、戦争においては、その当事国の保有する武器の対等性が維持されることが火器を用ゐる外交としての戦争であつて、戦争当事国双方の武器の性能と威力に格段の異次元的な格差があるときは、それは「戦争」ではなくなり、戦争に藉口した「敵の完全な破壊及び打倒」ないしは「完全なる征服的併合」、すなはち、「デベラチオ」なのであり、しかも、ホロコースト、ジェノサイドであつて、国際法の根底を覆すものです。

出光興産の創業者であり愛国者である出光佐三氏は、原爆投下によつて大東亜戦争は「消えた」と達観しました。言ひ得て妙です。大東亜戦争は国際ルールによる戦争として始まりましたが、原爆投下によつて戦争ではなくなつたといふことです。

我が国が昭和 56 年に締結した『条約法に関するウィーン条約（条約法条約）』がありますが、その第 4 条には、「この条約は、自国についてこの条約の効力が生じている国によりその効力発生の後に締結される条約についてのみ適用する。ただし、この条約に規定されている規則のうちこの条約との関係を離れ国際法に基づき条約を規律するような規則のいかなる条約についての適用も妨げるものではない。」といふ不溯及規定があります。

そのために、ポツダム宣言の受諾と降伏文書の調印、占領憲法（東京条約）の締結、桑港条約の締結には適用されないことになります。

しかし、この条約の第5部第2節の第46条以下に「条約の無効」について規定し、明白な憲法違反（第46条）、特別の制限（第47条）、錯誤（第48条）、詐欺（第49条）、国の代表者の買収（第50条）、国の代表者に対する強制（第51条）、武力による威嚇又は武力の行使による国に対する強制（第52条）、一般国際法の强行規範の抵触（第53条）を無効原因として挙げてます。

これらの規定は、従来から国際慣習法として認められてきたことであり、それを条約法条約を締結して追認したのですが、これをあへて不遡及であるとしたことは、どうしても戦勝国による戦後の国際体制を維持して、我が国の主張を認めさせないやうにするために必要だつたからです。

しかし、講和条約等の無効は主張できないとしても、武器対等の原則を踏みにじつて、デベラチオのために原爆投下といふホロコーストを犯して、大東亜戦争を「消滅」させたアメリカの行為は、永遠に批判し続けることができます。そして、我が国は、そのことを根拠として戦後の国際体制を覆す権利を行使できるのです。

つまり、武器対等の原則に違反して、アメリカが原爆投下をしたことが国際法上「やむを得ない」行為ではないことから、我が国には、同じ核武器によつて連合国に対する「報復権」を行使することが理論上認められます。

唯一の被爆国である我が国は、世界広しと雖も我が国だけに核報復権があるとする主張して、その存在感を示し、これを外交戦略として打ち立てることを契機として世界平和を実現する責務があるのであります。